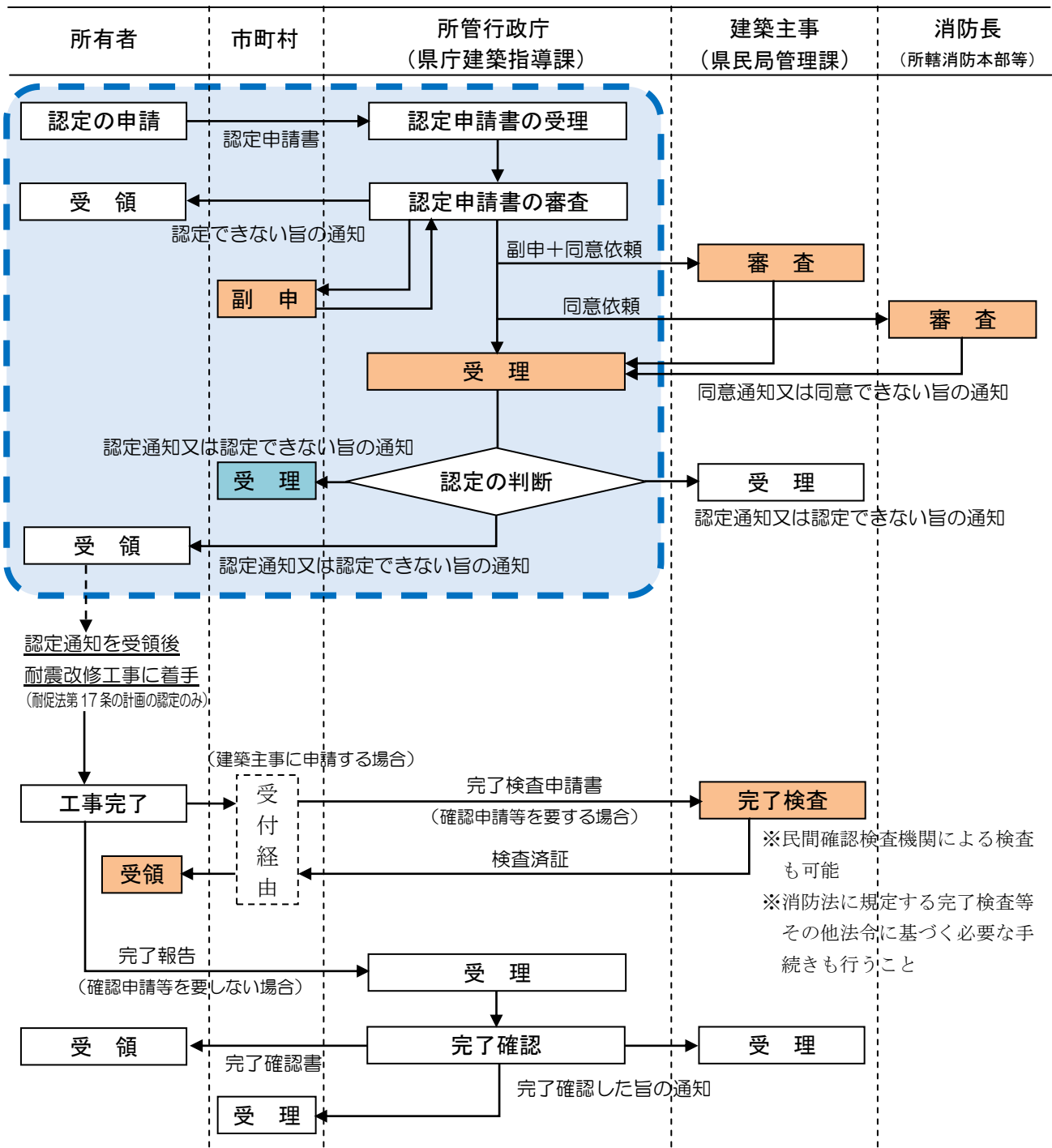


建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐促法） 認定申請の手続きフロー（参考）



<注意>

- 上図は耐促法第 17 条の計画の認定の手続きを基本として作成したものである。
- 図中、 に示す手続きは、耐促法第 17 条の計画の認定において、建築基準法第 6 条の確認申請（又は同法第 18 条第 2 項の計画通知）を要する場合にのみ適用するものとする。
 なお、この場合における耐震改修工事着手後の建築基準法の規定による中間若しくは完了検査又は消防法その他法令の手続きは、所轄の県民局管理課建築指導班若しくは民間指定確認検査機関又は消防本部等の事務による。
- 耐促法第 22 条に規定する建築物の安全性に係る認定及び同法第 25 条に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定においては、図の青破線の範囲に示す手続きを適用する。
 （この場合において、図中 に示す手続きは適用しない。）
- 認定申請を行う建築物の所有者は、申請に先立ち、所管行政庁、建築主事、消防長等の関係機関と必要に応じて事前相談等を行うこと。